福山市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、福山市地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和４１年規則１７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の概要）

第２条　備後圏域（福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市。以下「圏域」という。）外で暮らすＵ・Ｉ・Jターン就職希望者のうち、圏域外の大学を卒業して、圏域内に本社又は主たる事業所を有する企業（以下「圏域内企業」という。）に就職し、福山市内への移住を希望している者が正社員採用試験を受験するために要した交通費の一部を補助する。

（定義）

第３条　この要綱において、企業とは、次の各号に掲げる事業形態を指す。

(1) 中小企業者　株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社及び個人事業主のうち、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条第２項に規定する中小企業者をいう。

(2) 大企業　前号において規定された中小企業者以外の株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社及び個人事業主をいう。

(3) 特定非営利活動法人　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に規定する特定非営利活動法人をいう。

(4) 公益法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人をいう。

(5) 医療法人　医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する医療法人をいう。

(6) 社会福祉法人　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する社会福祉法人をいう。

(7) 協同組合等　法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第７号及び同法別表第３に規定する協同組合等をいう。

（支給対象者）

第４条　申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウの要件を満たす者。

ア　移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

　　(ｱ) 大学の卒業年度において、圏域外に本部がある大学の圏域外のキャンパスに原則４年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

　　(ｲ) 大学の卒業年度において、圏域外に継続して在住していること。

　イ　移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

　　(ｱ) 圏域内企業に就職することが内定していること。

　　(ｲ) 卒業後に上記内定企業に就職し、福山市に移住する意思を有していること。

　ウ　その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

　　(ｱ) 福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町又は神石高原町の企業に就職する場合においては、広島県公式就活応援Go!ひろしまLINEに登録していること。

　　(ｲ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

　　(ｳ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

　　(ｴ) その他福山市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げるア及びイの要件を満たす者。

ア　就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

　　(ｱ) 勤務予定地が圏域内に所在すること。

　　(ｲ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこ

と。

　　(ｳ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

　　(ｴ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除

く。）でないこと。

　　(ｵ) 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務め

ている法人等でないこと。

　イ　就業条件等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

　　(ｱ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業予定であること。

　　(ｲ) 福山市から通勤が可能な圏域内に所在する事業所等へ勤務する社員として採用予

　　　定であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の支給額は、次の各号のとおりとする。

(1) 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県（以下「首都圏」という。）の大学を卒業し、圏域内企業に就職する者のうち、福山市内への移住を希望している者については、要した交通費の片道相当分として１６，０００円を上限とし、往復交通費の実費の半額のいずれか少ない額を１回分に限り支給する。

(2) 首都圏及び圏域外の大学を卒業し、圏域内企業に就職する者のうち、福山市内への移住を希望している者については、要した交通費の片道相当分として２０，０００円を上限とし、往復交通費の実費の半額のいずれか少ない額を１回分に限り支給する。

２　旅費となる交通費は、６月１日以降の就職活動に係る交通費とする。

（交付申請）

第６条　補助金の申請者は、第４条の要件を満たすことを確認した上で、次に掲げる書類を添えて福山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 申請者が必ず提出する書類

　ア　交付申請書（様式第１号）

イ　内定証明書（様式第２号）

ウ　写真付き身分証明書の写し

エ　在学証明書

オ　圏域外の居住確認資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は公共料金領収書等）

カ　交通費に係る領収書の写し

キ　誓約書兼同意書（様式第３号）

(2) 該当者のみが提出する書類

　ア　支払相手先登録依頼書

イ　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項第１号に係る書類の申請期間は、２０２４年（令和６年）１０月１日から２０２５年（令和７年）２月２８日までとする。

（交付申請の取下）

第７条　補助金の申請者は、第６条の申請を取り下げる場合は、申請取下書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び交付額確定）

第８条　市長は、第６条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、交付決定及び補助金額確定通知書（様式第５号）又は不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の支給）

第９条　市長は、前条第１項の通知書を申請者に通知した後、当該申請から３か月を経過する日又は３月３１日のいずれか早い日までに、申請者の指定する金融機関に口座振込の方法によって支給する。

（交付決定及び補助金額確定通知書の再交付）

第１０条　補助金の申請者は、前条の通知書を紛失等の理由により再度取得する場合は、交付決定及び補助金額確定通知書の再交付申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び交付額確定）

第１１条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、再交付決定及び補助金額確定通知書（様式第８号）により補助金の申請者に通知するものとする。

（住居・勤務地等の変更）

第１２条　第９条の支給を受けた補助金の申請者（以下「受給者」という。）は、当該補助金の申請日以降５年以内に住所や勤務地に変更が生じた場合、住居・勤務地等変更届出書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第１３条　市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、受給者及び受給者が就職した圏域内企業に対し、事業に関する報告を求めることができる。

２　市長は、申請日から５年が経過するまで、受給者の住居及び勤務地を、受給者に対し前条の届出書等により定期的に確認し、第１４条に定める返還の要件に該当する場合は、受給者に対して返還請求手続を行うことができる。

（返還の要件）

第１４条　市長は、受給者が返還要件に該当する場合、その全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額返還の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

　ア　虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなった場合

　イ　申請日から１年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合

　ウ　申請日から１年以内に、福山市に転入しなかった場合

　　　（ただし、申請時に既に福山市に住民票がある場合を除く。）

　エ　就業日から１年以内に、要件を満たす職を辞した場合（ただし、福山市に居住したままで、退職から３か月以内に圏域内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除く。）

　オ　転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から３年未満で、福山市以外に住民票の異動（転出）をした場合

(2) 半額返還の要件

　転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から３年以上５年以内で、福山市から転出した場合

（返還の免除）

第１５条　受給者は、前条各号に定める返還の要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、第９条の補助金の返還の免除を申請できるものとする。

(1) 免除の申請

受給者は、返還免除等同意申請書（様式第１０号）及び返還免除を証する書類により第１３条第２項に規定する届出と合わせて市長に提出するものとする。

(2) 免除の要件

市長は、受給者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、第９条の補助金の返還を免除できるものとする。

 (3) 免除決定等の通知

(1)の申請を受けた市長は、返還免除の可否に係る決定内容を、返還免除承認通知書（様式第１１号）又は返還免除不承認通知書（様式第１２号）により当該申請者に通知するものとする。

(4) 広島県の報告

市長は、首都圏の大学を卒業し、福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町又は神石高原町の企業に就職する受給者から(1)の申請を受けた場合、返還免除の可否を決定後、その決定内容について広島県へ報告するものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０２４年（令和６年）７月１日から実施し、６月１日より適用する。